（長さ、幅及び高さ）

第2条　自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12メートル（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13メートル）、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。

２　次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。

一　外開き式の窓及び換気装置並びに第44条第6項の装置　その自動車の最外側から250ミリメートル未満、その自動車の高さから300ミリメートル未満

二　後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。第44条において同じ。）　その自動車の最外側から250ミリメートル未満（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側から250ミリメートル以下）、その自動車の高さから30ミリメートル未満

三　側方衝突警報装置　その自動車の最外側から100ミリメートル以下

四　自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置その他の告示で定める装置　告示で定める突出量